配慮事項記載シート（一般地域）

（１）基本事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 基本事項 | □ エリア別の景観づくりの基本方針に沿った景観形成に配慮する。□ 届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行う。□ 行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。 |  |  |

（２）建築物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 配置 | □ 建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えない配置とする。□ 植林地や河川、ため池、海岸等の自然環境の保全に配慮した配置とする。□ 優れた眺望を有する視点場から海や山並みなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置とする。□ 歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。 |  |  |
| 高さ | □ 背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。□ 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。 |  |  |
| 形態意匠 | □ 周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態意匠とする。□ 商業地では、低層部を開放感のある意匠とするなど、歩いて楽しめる街並みの形成に努める。□ 道路に面するオープンスペースは、街並みや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体性のある意匠とするよう努める。 |  |  |
| 色彩 | □ 色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とする。□ 彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。〈色彩基準〉

|  |  |
| --- | --- |
| 色相 | 彩度 |
| R・YR・Y | ６以下 |
| その他 | ２以下 |

 |  |  |
| 外構・緑化 | □ 柵や塀、門等を設置する場合は、生垣又は自然素材を用いるなど、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。□ 道路から見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣を設置するなど敷地内の緑化に努める。 |  |  |
| その他 | □ 建築物に付帯する建築設備等については、道路などの周囲からの見え方に配慮し、当該建築物や周辺の景観と調和するよう、位置や意匠、色彩に配慮する。 |  |  |

（３）工作物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 配置 | □ 道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えない配置とする。□ 優れた眺望を有する視点場から海や山並みなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置とする。□ 歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。 |  |  |
| 高さ | □ 背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。□ 周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。 |  |  |
| 形態意匠 | □ 周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態意匠とする。□ 道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮する。 |  |  |
| 色彩 | □ 色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とする。□ 彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。〈色彩基準〉

|  |  |
| --- | --- |
| 色相 | 彩度 |
| R・YR・Y | ６以下 |
| その他 | ２以下 |

 |  |  |
| 外構・緑化 | □ 柵や塀、門等を設置する場合は、生垣又は自然素材を用いるなど、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。□ 道路から見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣を設置するなど敷地内の緑化に努める。 |  |  |
| その他 | □ 付帯設備については、当該工作物や周辺の景観と調和するよう、位置や意匠、色彩に配慮する。 |  |  |

（４）　太陽光発電設備、風力発電設備類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 配置・規模 | □ 周囲の山並みや広がりのある景観を阻害しないよう、眺望に配慮した配置や規模とするよう努める。特に尾根線上や丘陵地、高台での設置は避ける。□ 道路や周囲からの見え方、周辺の景観との調和に配慮し、敷地境界からできるだけ後退させ、必要に応じ植栽などによる修景を施す。 |  |  |
| 高さ | □ 各種発電設備の高さはできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 |  |  |
| 色彩 | □ 太陽光パネルや機器の色彩は、本来の素材色若しくは無彩色など、周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度とし、低反射で模様が目立たないものを使用する。□ 太陽光パネルのフレームの色彩は、できるだけパネル部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。□ 風力発電設備の色彩は、周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度とし、低反射で模様が目立たないものを使用する。□ パワーコンディショナーなど各種発電設備の付属設備の色彩は、施設本体及び周囲の景観と調和するものを使用する。 |  |  |

（５）　開発行為等、その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更 | □ 開発後の状態が、周辺の景観と調和するように配慮する。□ 既存の地形を活かし、できるかぎり長大なのり面や高い擁壁が生じないように配慮する。□ のり面が生じる場合に、圧迫感を与えないよう緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に配慮する。□ 通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。 |  |  |
| 木竹の伐採 | □ 伐採の面積は必要最小限とする。□ 地域のシンボルとなっている樹木の保全・活用に努める。□ 伐採後には地域に生育する樹木の植樹など景観の復元に努める。□ 通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。 |  |  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | □ 堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。□ 整然とした集積又は貯蔵とするよう努める。□ 通りや視点場から目立たないよう、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化に努める。 |  |  |
| 水面の埋立て又は干拓 | □ 水面の埋立て又は干拓はできるかぎり行わないこととし、保全・活用に努める。□ 護岸等が生じる場合、形態、素材、在来種の植栽など周辺の自然景観との調和に配慮する。 |  |  |

（備考）

１　行為に関係する部分の□にレ印を記入し、配慮及び措置内容を記載してください。

２　届出内容と関連しない項目（今回変更しない箇所）は斜線を入れてください。